

## 犬山市危険空き家取壊し後の固定資産税の減免に関する 要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内に存する危険空き家を解体した場合において、その土地に課される市税を減免することにより、空き家対策及び土地の有効活用の促進に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において「危険空き家」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等（同法第22条第2項の規定に基づく勧告を受けたものを除く。）及び同法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

### (減免の対象)

第3条 この要綱による減免（以下「減免」という。）の対象となる土地（以下「減免対象敷地」という。）は、解体が行われた危険空き家の敷地に供されていた一画の土地で、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定による住宅用地に関する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地特例」という。）の適用を受けているものとする。ただし、当該減免対象敷地が、第6条の申請の日において次の各号のいずれかに該当する場合は、減免の対象としない。

- (1) 減免対象敷地が新たな住宅用地特例の適用を受けることとなる場合
- (2) 営利目的で利用され、又は特定の用途で利用されている場合
- (3) その他市長が減免することを適当でないとする場合

2 前項の規定にかかわらず、減免対象敷地の所有者が、第6

条の申請の日において犬山市税条例（昭和29年条例第17号。以下「条例」という。）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税（以下「市税等」という。）を滞納している場合は、減免を行わない。

（減免する額）

第4条 減免する額は、減免対象敷地に係る固定資産税の税額から、賦課期日現在において住宅用地特例の適用があるものとみなして算出した当該減免対象敷地に係る固定資産税相当額を減じて得た額とする。

（減免の適用期間）

第5条 減免の期間は、危険空き家の解体により住宅用地特例の適用が解除されることとなる年度から起算して3年度分を限度とする。

（減免の申請）

第6条 減免対象敷地の所有者は、減免を受けようとするときは、危険空き家の解体後3月以内（前年度に引き続いて減免を受けようとする場合にあっては、当該前年度の末日まで）に条例第65条に基づく申請をしなければならない。

（減免の決定）

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請の日の属する課税年度の次年度に係る賦課期日現在の減免対象敷地の状況を確認し、適当と認めるときは、減免を決定した旨を当該申請した者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前年度に引き続いて減免することを決定したときは、納税通知書の年税額に減免する額を反映させることをもって同項の通知に代えるものとする。

（減免適用の終了）

第8条 第5条の規定にかかわらず、前条第1項の通知の日後において、次の各号のいずれかに該当することが判明したと

きは、当該通知に係る年度をもって減免の適用を終了するものとする。

- (1) 減免対象敷地の所有者に市税等の滞納が生じたとき。
- (2) 売買等(相続によるものを除く。)の理由により減免対象敷地の所有者が変更されたとき。
- (3) 第3条第1項各号に掲げる要件に該当することとなったとき。

(都市計画税の減免)

第9条 減免対象敷地が都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する場合の都市計画税の取扱いについては、この要綱の規定の例による。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。